

イギリスにおける公用語の 変遷について

——中世英語形成の条件——

大 沢 一 雄

1. はしがき

アングロ・サクソン語 (Anglo-Saxon) すなわち、古代英語 (Old English) は、よく知られているように、ノルマン人による征服 (Norman Conquest) に続く数世紀間において、中世英語 (Middle English) へと飛躍的な変化を遂げた。この変化によってもたらされた両者の差異は「フランス語と、その母語ラテン語との分離を明らかに示す差異よりも、深く広い範囲にわたる差異⁽¹⁾」であり、それは単なる発達ないし部分的変化ではなく「革命」⁽²⁾ といえるほどの深刻な変化であった。すなわち、古代英語は、これによって、低地ドイツ語 (Low German) の性格の重要な部分を失って、ロマンス語 (Romance languages) の性格の多くを加えることとなったのである。しかも、古代英語と中世英語の差異が、それほど大きな差異であるのに対し、中世英語は、その性格において、その文法的構造において、今日の英語と大きく異なるところがないのであり、したがって、近代英語の形成という点から見ても、ノルマン人の征服と、それに続く数世紀間にわたるノルマン人の支配は、きわめて重要な条件であったといわなければならないであろう。

もちろん、中世英語の形成、発達にも、英語の作成者⁽³⁾ (Makers of English) といわれる人々の個人的な影響力を全く無視することはできないであろう。しかし、このような個人の影響力を過大に考えることは、中世英語の形成という問題においては、とくに避けなければならないように思われる。なぜなら、中世英語期においては、言語が伝達的手段と考えられたに過ぎず、言語のもつ美しさや価値を意識するということがほとんどなく⁽⁴⁾、したがって、そのような影響力をもった人々があらわれる条件をほとんど欠いていたばかりでなく⁽⁵⁾、また、存在したとしても、この時代は、いく人かの個人のことばや文章の影響力をはるかに超えた、はげしい変革の時代であったからである。したがって、

この時期における政治的社会的諸条件を無視して、中世英語形成の過程を述べることは、木を見て森を見ないという、一面的な見方におちいることになるであろう。この意味で、われわれは、上述の問題を考える場合に、フランス語をその言語とするノルマン人の、数世紀間にわたる支配という、すぐれて政治的な条件を見落すことができないのである。

それでは、このノルマン人の支配は、どのようにして、中世英語の成立に影響をあたえたのであろうか。もちろん、その影響のしかたは、けっして、単純ではない。そこには、いろいろな条件が考えられるであろう。しかし、とりわけて重要なものは、ノルマン人の支配が、フランス語およびラテン語をとおしておこなわれ、英語をとおしてなされるということがほとんどなかったという事実である。すなわち、ノルマン人の支配は、言語の面にもおよび、後述のように、征服当時の一時期を除いて、英語を公用語として用いることをせず、フランス語およびラテン語を公用語として用いることにより、すでに文章語としてほぼ確立していた英語、すなわち古代英語を方言的地位に引きおろすことになったばかりでなく、ラテン語およびフランス語、とくにフランス語の英語に対する深刻な影響を招来することとなったのである。

ノルマン人の支配が、このように、言語の領域にも及び、英語が公用語として用いられず、ラテン語やフランス語が用いられたという事実は、中世英語形成の決定的に重要な条件をなすものであり、したがって、ノルマン人による征服、支配という一時代を中心として、イギリスにおける公用語変遷の過程を眺めてみることは、中世英語形成の一つの重要な側面を明らかにすることとなるであろう。

そこで、わたくしは、以下、ノルマン人の征服、支配という一時代を中心として、イギリスにおける公用語変遷の過程を概観し、政治的経済的社会的諸条件、とくに、政治的諸条件が、中世英語の形成に、どのような影響をあたえてきたかを、いく分なりとも明らかにしてみたいと考えるのである。

2. ノルマン人による征服以前の時代

はじめに、ノルマン人による征服以前の時代について、いくらかの考察を加えておくことにしよう。

イギリスの島々に、人類が住み始めたのは、すでに旧石器時代の頃からであるといわれるが、この時代の言語がどのようなものであったかは、もとより明らかでない。その後、紀元前 2600年頃から 2000年頃まで続いた新石器時代に

においては、いわゆるイベリヤ人(Iberians)が住んでいて、その言語は、いわゆるイベリヤ語(Iberian)であった。イベリヤ人は後にイギリスの島々に住みついた民族、すなわち、ケルト人やアングル人、サクソン人等とは人種的に関係なく、その言語も、印欧語族(Indo-European)以外のものであった。そして、この新石器時代に続くおよそ1500年にわたる、いわゆる青銅器時代においても、なおイベリヤ人は、イギリスの島々を支配していたのである。ところが、紀元前6世紀頃から2世紀にかけて、ケルト人の民族移動がおこなわれ、その一部は、大ブリテン島に侵入し、イングランド、スコットランドおよびアイルランドの各地にひろがり、やがて、イギリスのほとんど全域にゆきわたるに至った。このケルト人の移住とともに、いわゆる鉄器時代が始まること、そして、このケルト人の言語が印欧語族に属する言語であることは、すでによく知られているところである⁽⁶⁾。

ところで「国家なるものは、イギリスにおいても、フランスにおいても、ラテン的要素とゲルマン的要素が合して初めて出来た創造物なのであり」⁽⁷⁾、したがって、古代ケルト人は、イギリスという国家も、イギリス人という国民も形成する能力を欠いていた。したがって、かれらが、厳密な意味での公用語をもたなかったことは、いうまでもない。かれらの言語は、特殊の表記法によって記された碑文から、わずかにその存在を知ることができるに過ぎず⁽⁸⁾、しかも、大陸において、ケルト人が、ローマ帝国に吸収され、次第に固有の文化と言語を失っていったのと同様に、イギリスにおけるケルト人も、ローマ人による征服によって、次第にローマ化されていった。したがって、かれらの間で、ケルト語の他に、ラテン語が用いられるようになるのは、自然のなりゆきであった。ケルト語は、依然として、多数の民衆の通用語ではあった⁽⁹⁾が、征服者の言語である、しかも、すでに文章語として確立しているラテン語が、公用語として用いられたことは、容易に想像することができるのである。ラテン語の *castra*、すなわち、ローマの守備軍の駐屯地を意味することばが、古代英語に入って、*ceaster* または *coester* となり、現在、*chester* または *caster* または *cester* で終る多くの地名に残っていることは、よく知られているところであるが、それは、ローマ人の支配を、したがって、公用語としてのラテン語の支配を端的に示すものに他ならないであろう。

一方、多数の民衆の言語であったケルト語は、5世紀から6世紀にわたるジュート族、アングル族、サクソン族等のゲルマン人によるイギリスへの大規模な侵入にともなう、ケルト人の衰退ないしゲルマン化に照応して、当然におと

ろえていった。もっとも、ケルト語がその後もなお、命脈を保ってきたことはそれが、アイルランド、スコットランド、ウェールズ等に今日なお残存していることから明らかである。

ところで、イギリスに侵入した、アングル人、サクソン人等のゲルマン人の言語は、いわゆる低地ドイツ語であり、それは、よく知られているように、およそ4つのグループに、すなわち、ノーサンブリヤ (Northumbrian)、マーシャ (Mercian)、ウエスト・サクソン (West Saxon) およびケント (Kentish) の各方言に分けられる。そしてキリスト教の普及にともなう、ラテン語の教育はこれらの言語をラテン文字で書きあらわすことを教えた。もちろん、これらの方言は、それが支配する領域外で権威をもつことはなかった⁽¹⁰⁾。この時代の王国の興亡ははげしく、これらの方言の優劣も、その興亡に照応していた。たとえばケントにおいては、その王エセルバート (Aethelbert) がすでに600年頃その慣習法を成文化するため、エセル法典を編集した⁽¹¹⁾のに対し、7世紀のはじめに興隆したアングル人の国、ノーサンブリヤの王エドゥイン (Edwin) は、この国を軍事的に強大にただけでなく、経済、産業を奨励するとともに、文学、学問の進歩に努めたことにより、このアングル人の言語が、イギリス全体の言語とみなされるようになり、今日の England, English 等のことばが、この Angle に由来する⁽¹²⁾ことは、よく知られているところである。一方、同様に有力な方言であった。ウエスト・サクソンの言語も、すでに、7世紀までには文章語として用いられるほどになり、イーネ (Ine) 王は、慣習法を成文化したイーネ法典を制定した⁽¹³⁾。とくに、9世紀においては、それまで存在したいくつかの王国のうちウエセックスだけが残り、単一の王国をつくるに及び、ウエセックスすなわちウエスト・サクソン (West-Saxon) の方言が、アングロ・サクソン語の代表的な方言となり、したがって、これらの方言の中では、公用語としてほとんど独占的な地位を獲得することとなったのである。わけて、この世紀において、ウエセックス王アルフレッド (Alfred) は、貴族や自由民の子弟にラテン語や英語を教える学校を建てたばかりでなく、かれ自身ラテン語の原典をしばしば英語に翻訳⁽¹⁴⁾したこと、ウインチェスターで編纂が始められ、その後各地の僧院で、それぞれの地方的実状に応じて書き足していった⁽¹⁵⁾アングロ・サクソン年代記 (Anglo-Saxon Chronicle) は、かれの命令によって、始められたものであることなどは、このことをよく示しているのである。

もちろん、アングロ・サクソン語とともに、ラテン語も公用語として用いられていた。アルフレッド大王がラテン語の学校を建てたことは先に一言した

が、すでに、6世紀の末から復活したキリスト教の普及とともに、各地でラテン語の教育がおこなわれていたこと、この時代の土地譲渡証書(Land-Charters)の大部分がラテン語で書かれている⁽¹⁶⁾ ことなども、このことを明瞭に物語るものである。したがって、アングロ・サクソン時代において、アングロ・サクソン語とともに、ラテン語が公用語として用いられていたことは、明らかである。

3. ノルマン人による征服以後の時代

(1) 公用語としてのラテン語

1066年におけるノルマン人の征服は、イギリスの社会に、大きな影響をあたえたが、言語も当然にその影響を免れなかった。とくに、ノルマン人は、ゲルマン系の民族でありながら、フランス北部のノルマンディ(Normandy)に移住するようになってから、フランス語を用いていたこと、しかも、この征服によってアングロ・サクソン系の支配階級は、ほとんど一掃⁽¹⁷⁾ され、当時においては類例のない中央集権国家をつくり上げたことなどから、フランス語がアングロ・サクソン語に代り、公用語としての地位を占め、支配階級に属さない人々によっても次第に用いられるようになっていくことは、むしろ、自然のなりゆきであった。

ただ、ここで注意しなければならないことは、フランス語は、ノルマン人の征服とともに、直ちにラテン語やアングロ・サクソン語にとって代るということがなかった、ということである。征服王ウィリアム一世は、英語を知らなかったにもかかわらず、その公用語としてはラテン語とともに英語を用いた⁽¹⁸⁾。たとえば、人民との協約である Charters においても、命令状 Writs においても、ラテン語または英語が用いられたのである⁽¹⁹⁾。また、ウィリアム一世の治世の終り頃の土地調査の記録である Domesday Book においても、英語がかなりの程度に用いられている⁽²⁰⁾ のである。

しかし、いうまでもなく、この時代の主要な公用語は、ラテン語であった。ノルマン人がアングロ・サクソン語よりもラテン語にはるかによく通じていたことは明らかだからである。そして、ラテン語は、後述のように、その後も数世紀間にわたり、イギリスにおける公用語として優越的地位を占めることとなったのである。

それでは、このように、フランス語よりもラテン語が公用語として用いられたのは、どのような理由によるのであろうか。おそらく、それは、ラテン語は

この頃の学者間の通用語であったこと、ノルマン人の侵入とともにイギリスに入ってきた多くの僧侶が、いわゆるラテン主義者であった⁽²¹⁾こと、しかも、この時代に文章を書くことができたのは、ほとんど僧侶だけであり、しかも、かれらの多くが法曹でもあった⁽²²⁾こと、また、ノルマン人だけでなく、アングロ・サクソン人の知識階級もラテン語を解することができたこと、前述のように、アングロ・サクソン時代すでに、Land-Charters がラテン語で書かれていたこと、フランス語はまだ、ラテン語の一方言以上のものではなかった⁽²³⁾こと、などの理由によるものと思われる。また、英語が公用語として用いられたのは、フランス語と異り、前述のように、すでに文章語として確立していたこと、また、公用語として用いられていたこと、さらに、ウィリアム一世およびその側近にある支配階級の人々がイギリス法を一掃してノルマン法をそれに代らせるという意図をもたなかったこと⁽²⁴⁾などによるものであろう。

しかし、ラテン語は、12世紀および13世紀において、公用語としてほとんど独占的な地位を占めるに至った。とくに、ヘンリー一世 (Henry I [1100～1135 在位]) 以後、官庁の記録は、ラテン語でなされるようになり、Rollsといわれる立法的、行政的、司法的記録は、すべて、ラテン語でなされることとなった⁽²⁵⁾のである。したがって、裁判所や大法官庁 (Chancery) の記録も、ラテン語で書かれた⁽²⁶⁾。そして、これらの記録は、共和制期を除いて、後述のように、1731年の法律によって、英語以外の言語を用いることが禁止されるまで、ラテン語を用いたのである。もっとも、後述のように、13世紀の終り頃からフランス語が公用語として用いられるようになってから、ラテン語の、この独占的地位はくずれた。しかし、この時代の公用語としてのラテン語の英語に対する影響は、直接その文法的構造や語彙にあたえた影響もさることながら、むしろ、英語を公用語としての地位から斥けたということの中に、最も多く見出すことができるように思われる。というのは、権威をもつ標準語が存在しない場合、発音の変化、語尾変化、屈折の混乱、構文の法則の無視、などの衰退がおこることは、言語一般についていえることであるが、英語も、公用語としての地位を失った時、そのような混乱を避けることができなかつたからである。英語の語彙に対するラテン語の影響は、むしろ、ルネッサンス期に頂点に達するので⁽²⁷⁾あり、したがって、この時期におけるラテン語の最も大きな影響は、むしろ、英語を、そのように、地方的方言の地位に引きおろしたということの中に見出されなければならないのである。しかし、反面から見れば、英語が公用語として用いられなくなったということは、ラテン語やフランス語の影響を受

け、その文法的構造や語彙に大きな変化を受けたため、民衆は、すでに、英語すなわちアングロ・サクソン語を理解することができなくなっていた⁽²⁸⁾ということなのであり、この意味では、上の二つの事実は、互いに原因結果をなすもの、ということができるであろう。

(2) 公用語としてのフランス語

ラテン語は、上述のように、イギリスの公用語として、ほとんど独占的地位を占めることになったのであるが、しかし、それはほとんどもっぱら文章語として用いられ、少数の学者に用いられる以外に会話に用いられることはなかったから、その支配は、完全な支配となることができなかった。すなわち、裁判所における記録は、ラテン語でなされたが、弁論は、フランス語もしくは英語でなされたのである。王を中心とする上流階級のことばは、フランス語であったから、王裁判所 (King's Courts) の弁論はフランス語でなされたのに対し、地方の領主裁判所においては、英語が用いられたのである。したがって、ラテン語の公用語としての優越的地位をくつがえしていくものは、フランス語に限られたわけではなく、英語も、その可能性をもっていたのである。したがって、つぎに述べるような政治的諸条件が存在しなかったとしたら、フランス語は、英語の大きな下部構造の上に載せられた小さな構造物に過ぎない、ということにもなったであろう。フランス語を、ラテン語に代って、公用語として最も優越した地位に押し上げたものは、イギリスにおける司法や行政の中央集権化であった。とくに、ヘンリー二世が、不動産占有回復の訴を王裁判所に提起することを許した 1166 年の法律、すなわち、Assize of Novel Disseisen は、フランス語の、公用語とくに法律語としての地位を決定的に定めた⁽²⁹⁾ものである。すなわち、これによって、弁論にフランス語を用いる王裁判所の管轄権は拡大され、王裁判所の運用する普通法 (Common Law) は、全国的に普及することとなったのである。そして、新しく始められた記録は、フランス語でなされた。1278 年に制定された法律は、フランス語で書かれたし、王の勅令にも、ラテン語とともに、フランス語が用いられるようになった⁽³⁰⁾のである。地方の裁判所においては、大部分農民である訴訟当事者が、フランス語を用いることはできなかったから、訴訟代理人が、フランス語でかれらの代理をつとめた。したがって、これらの裁判所の記録も、13世紀頃から、フランス語で書かれるようになった⁽³¹⁾のである。とくに、13世紀末から 1536 年までほとんど継続して存在した判例集である判例年鑑 (Year Books) は、初期においては、フランス語すなわち当時のフランス語の方言で書かれたが、後

期においては、この頃すでに公式の裁判用語となっていた英仏混合語である Law-French (Anglo-French, Anglo-Norman) で書かれるようになったのである。すなわち、初期判例年鑑のフランス語は、いわゆる Norman French であり、この Norman French がフランス語の方言として立派な存在であることはすでに言語学者によって明らかにされている⁽³²⁾のに対し、Law-French は、「墮落した」⁽³³⁾、特殊の人々の通語といわれるように、英語とフランス語の混合した特殊な専門語となったのである。

しかし、日常語としてのフランス語は、国民の母国語に対する自覚から、13世紀後半に衰退期に入った。そして、公用語としてもその影響を免れることはできなかった。すなわち、1258年にヘンリー三世は、国会がかれに強制した法律の規定を受諾することを、フランス語と英語で宣言しているのである⁽³⁴⁾。そして、14世紀の半頃には、フランス語は、日常語としては、ほとんど用いられなくなり、それに代って英語が用いられるようになった。1362年に、フランス語を用いた一制定法⁽³⁵⁾が、フランス語は、ほとんど理解されないことばになったので、裁判所の弁論や判決に用いることばを英語とすべきことを規定したのは、このことをよく示しているといえるのである。

しかしながら、すでに長い間おこなわれてきた慣習を一片の法律で打破することは、ほとんど不可能であった。法律について、フランス語で考え、フランス語で弁論し、フランス語の法律語を用いてきた法律家の慣習を破ることは、できなかったのである。イギリスの法律が、英語で書かれるようになるのは、15世紀の後半からであった⁽³⁶⁾。しかも、後期 Year Books の時代を経て、16世紀から17世紀にかけて、英仏混合語になったとはいうものの、くずれたフランス語である Law-French が、なお用いられているのである。とくに、1660年の王政復古後は、一時的にはあるが、フランス語の判例集の復活さえ見られるのである⁽³⁷⁾。しかし、18世紀においては、この Law-French もほとんど用いられなくなった。すなわち、後述の1731年の法律によって、決定的にとどめをさされることとなり、英語に完全にとって代られることとなったのである。しかし、この頃のフランス語は、わずかにではあるが、現在も王の批准のことばに生き残っている。すなわち、通常の議案の場合の *Le roy le veult*、財政法案の場合の *Le roi remercie ses bons sujets, accepter leur bénévolence, et ainsi le veult*、私法案の場合の *Soit fait comme il est désiré* などは、今日もなお、用いられている⁽³⁸⁾のである。また、*Lèse majesté*, *oyez*, *plaintiff*, *defendant*, *privilege*, *distrained*, *tort*, *malfeasance*, *feme convert*, *chose in*

action, cestui que trust, autrefois atteint などのフランス語または英仏混合語が今なお、用いられているということは、かつてのフランス語の、とくに Law-French の支配を明瞭に示しているのである。

さて、ノルマン人の征服により、数世紀間にわたって、イギリスを支配し、今日もなおその影響の跡をとどめているフランス語も、14世紀に入ると、次第に英語にその公用語としての地位を譲ることになったことについては、先に一言したが、そのようなフランス語の衰退を促した要因は何であったろうか。そこには、つぎのような政治的社会的諸条件が存在していたのである。すなわち13世紀のはじめに、イギリスがノルマンディその他の大陸における領土を失ってから、イギリス人とノルマン人は、次第に一つの国民を形成するようになっていったこと、そして、以前には上流階級だけが用いたフランス語のことばが、次第に英語の重要な部分となっていったこと、他方、大陸において、パリを中心とする Île de France 地方の方言が有力となり⁽³⁹⁾、フランス全土を支配するようになるにしたがい、Norman French は、当然の結果としておとろえていったことなどが、それである。これらの事実は、イギリスにおけるフランス語すなわち Norman French の運命に対しても大きな影響をあたえずにはおかなかった。数世紀間にわたって、法律や司法手続だけでなく、あらゆる種類の公的伝達の言語であった⁽⁴⁰⁾ フランス語の支配は、このようにして、その基礎を掘りくずされていったのである。

(3) 公用語としての英語

前述のように、裁判所の弁論や判決に用いることばはすべて英語とすべきことを規定した1362年の法律は、フランス語を完全には駆逐することはできなかったが、このような法律が制定されること自体、英語が日常語としてはもちろん、公用語としても、優位を占めるようになっていたことを示すものに他ならない。国会の議事録である Rotuli Parliamentorum (1290—1503) において用いられる言語は、14世紀のはじめに、すでにラテン語からフランス語に変わり14世紀末からは、フランス語とともに英語が用いられるようになっていた⁽⁴¹⁾。また、1363年には、議会の開院式においてはじめて大臣たちによって英語が用いられ⁽⁴²⁾、新しい裁判所の記録も英語でなされるようになり⁽⁴³⁾、15世紀には、制定法にも英語が用いられるようになった⁽⁴⁴⁾ のである。このような傾向の背後には、ノルマン人の征服とともに組織的に導入された封建制すなわち隷農制度の崩壊があった。また、そこにはノルマン朝以来の、フランス文化の影響から脱しようとする「イギリス人としての自負心が国民の間に強くなり、これに島国

という地理的事情も加わって、一種の排他的な国民的自覚が起った⁽⁴⁵⁾」ことも見落すことができないであろう。しかし、いうまでもなく、そこには、何よりもまず、ノルマン征服後、一時は方言的地位におちたアングロ・サクソン語が、次第にラテン語やフランス語の影響を受けて変質し、一おう文章語として用いることができる標準的な言語に、すなわち中世英語に成長していたという事実を見のがすことができないのである。チョーサーの *Canterbury Tales* が、ウィクリフの Bible の翻訳とともに、英語の形成に貢献したことは、否定することができないにしても、そのような文学や翻訳が残されたということ自体、すでに中世英語そのものの生長を物語るものといわなければならないであろう。

外来語を排除しようとする 1362 年の法律の背後にある政治的社会的諸条件は、およそ以上述べたとおりであるが、前にも一言したように、この法律は、必ずしも十分には守られなかった。すなわち、フランス語は、その後も久しく裁判所の弁論に用いられ、英語が用いられたのは、当事者が法廷に現われた少数の事件に限られていた⁽⁴⁶⁾。したがって、1650 年、クロムウェルが政権を獲得した翌年の法律 (*An Act for Turning the Books of the Law, and all Process and Proceedings in Courts of Justice into English*) が、裁判官の報告、決議、その他すべての法律書は、英語に翻訳すべきこと、1649 年後公刊されるものは、英語だけで印刷すべきことを規定したこと、しかも、前述のように、1660 年、王政復古後の最初の国会で、この法律が廃止され、再びフランス語の判例集が現われるようになったこと、などは英語の公用語としての支配はとくに法律語の面において、必ずしも完全なものではなかったことを示すものに他ならない。しかし、18 世紀においては、大部分の判例集が英語で書かれるようになり、とくに、裁判手続も記録もすべて英語でなすべきことを規定した 1731 年の法律が制定されてからは、英語は、完全に公用語としての地位を獲得することになったのである。それは、すでに遠く中世を後にして、近代もかなり進んだ 18 世紀の半ば近くであり、英語がほとんど完全に近代英語のていさいをととのえた時代であった。英語の公用語としての完全な支配を見るには、中世英語から近代英語への成長が必要だったのである。

それでは、フランス語が一般に用いられなくなり、英語がフランス語に代った後でさえも、なお、Law-French が数世紀間にわたって用いられていたのは、どのような理由によるのであろうか。それは、法律語は、とくに技術性を要求されること、Law-French が一般人の使用から隔離されたということは、かえって、その技術的正確さを確保することになったことなどによる⁽⁴⁷⁾ものと思わ

れる。したがって、Law-French のこの技術性こそ、ローマ法がヨーロッパの多くの国々において継受された頃、そのイギリスへの侵入を防ぎ止め、ひいては「英法を文明国の四大土着法体制の一」⁽⁴⁸⁾ とすることに貢献することができたのである。Law-French が、その支配的地位を失った後においてもなお、このように生き残ったということは、上のような理由によるのであり、したがって、この事実を Law-French の支配として過大に考えることは、避けなければならないであろう。

それは、ともかくとして、英語がラテン語およびフランス語と二代にわたる外国語の支配をくつがえして、一おう支配的な地位につくのは——その支配は完全なものではなかったにしても——14世紀であり、古代英語から中世英語への飛躍的な発展を遂げてからのことであった。

すなわち、まず第一に、そこにはラテン語やフランス語の vocabulary に対する影響という、いわば量的な変化があった。第二に、ラテン語やフランス語とくにフランス語のことばを多くとり入れて、その語彙を豊富にしていくということは、新しい観念に対する新しいことばを、自己の内部に存在する要素から、すなわち合成語によってつくっていくという、古代英語のもつ、いわゆる homogeneous の⁽⁴⁹⁾ 性格を失わせていった。それは、質的な変化ともいえるものであった。第三に、このような外国語の導入は、古代英語のもつ屈折を急速に失わせていった。もちろん、屈折の減少は、Germanic languages が一般に、stress を語の最初の音節または語根に置く傾向があるということから、すでに、ノルマン人の征服以前から見られた現象である⁽⁵⁰⁾が、この傾向に拍車をかけたものは、まさしく、フランス語の多量の導入であった。この時代が the period of levelled inflections といわれるゆえんである。最後に、古代英語の屈折が失われていったことは、当然のなりゆきとして、語順の固定化や迂言法ないし前置詞の使用、抑揚の発達などの結果をもたらした。このようにして、英語の新しい性格はつくられていったのであるが、それは、ゲルマン語的性格の重要な部分を失い、ロマンス語の性格を加えた、いわば新しい言語、中世英語の形成であった。そして、このような性格は、前述のように、大部分、数世紀間にわたるノルマン人の征服、支配というすぐれて政治的な要因によってもたらされたものなのである。

4. むすび

以上述べたところから明らかなように、イギリスにおける公用語変遷の過程

の中に、すなわち、言語の政治と最も深く交わる領域において、われわれは、中世英語形成の条件と、その過程が、いわば集中的に表現されているのを見ることができるのである。それは、まさしく、政治的権力と慣習の力の対立、妥協、融合の変遷の過程に他ならなかった。古代英語が公用語としての地位を失ったのは、まさに、そのような政治的権力と対立し、圧倒されたためであった。フランス語とならんで、英語による文書の記録が許されるようになったのは、その両者の妥協であった。英語を公用語とすべきことを規定した法律が制定されるに至ったことは、まさしく、その融合だったのである。もちろん、そのような変化が、権力の側にも、慣習の側にも、質的な変化があったことを前提としていることは否定することができない。しかし、このことは、公権力と慣習の力との間の、そのような関係の存在を否定する理由にはならないであろう。中世英語の成立は、この二つの力の右のような関係から、すなわち、ゲルマン的性格を代表する慣習の力と、ロマンス的性格を代表する公権力との対立、妥協、融合の過程をとおして、もたらされたといえるのである。

(注)

- (1) T. R. Lounsbury, *A Historical Outline of the English Language* (大阪教育図書版), p. 64.
- (2) *ibid.*
- (3) たとえば, H. Bradley, *The making of English*(成美堂), p. 174 以下, F. Weekley, *The English Language* (同上), p. 47 以下参照。Chaucer もまだ文章を練るところまではいかなかった。(Weekley, *op. cit.* p. 47)
- (4) Weekley, *ibid.*
- (5) もちろん, Chaucer や Wycliffe が英語の形成に貢献したことは否定することができないが, このような文学や翻訳があらわれるということ自体, すでに英語の成長を物語るものといわなければならない。なお, この点について, 後述の(3)「公用語としての英語」参照。
- (6) これらの点について, たとえば, 今井登志喜「英国社会史」(上) 7頁参照。
- (7) アンドレ・モーロア「英国史」(上巻) 33頁。
- (8) 高津春繁「比較言語学」39頁以下参照。
- (9) モーロア・前掲・44頁。
- (10) Lounsbury, *op. cit.* pp. 13—14.
- (11) 高柳賢三「英法講義」331頁参照。なお, 岩波「西洋人名辞典」252頁参照。
- (12) この点について, C. L. Wrenn, *The English Language*, p. 19 は, King Alfred が

イギリスの言語を総称的に *Englisc* と呼び、アングル人、サクソン人、ジュート人を問わず、その民族を *Engle* (*Angles*) と呼んだといっているが、むしろ、はじめに最もよく拮がったアングル人の言語が、一ばん早く文字で書きあらわされるようになった(今井・前掲・23頁)ことからいっても、アルフレッド大王は、サクソン人の国、ウェセックスの王であることから見ても、本文のように理解すべきであろう。

- (13) 高柳・前掲。なお、モーロア・前掲・61—62頁参照。
- (14) モーロア・前掲・94頁以下。
- (15) 今井・前掲・47頁。
- (16) 高柳・前掲・331頁。
- (17) 今井・前掲・55頁。
- (18) 高柳・前掲・334頁。Cf. Lounsbury, *op. cit.* pp. 43—44.
- (19) Pollock and Maitland, *History of English Law*, Vol. 1, p. 82.
- (20) *ibid.*
- (21) 今井・前掲・67頁。
- (22) 高柳・前掲・335—336頁。
- (23) Pollock and Maitland, *op. cit.* p. 82, Cf. Lounsbury, *op. cit.* p. 53.
- (24) Pollock and Maitland, *op. cit.* p. 88.
- (25) 高柳・前掲・335頁。
- (26) 同上。
- (27) Wrenn, *op. cit.* p. 38.
- (28) Pollock and Maitland, *op. cit.* p. 97.
- (29) Pollock and Maitland, *op. cit.* p. 84.
- (30) 高柳・前掲・338頁。
- (31) Pollock and Maitland, *op. cit.* pp. 84—85.
- (32) Maitland, *Of the Anglo-French Language in the Early Year Books* (Selden Society, Vol 1, Year Books 1 & 2 Edward II, xxxiii).
- (33) Lounsbury, *op. cit.* p. 53.
- (34) Pollock and Maitland, *op. cit.* p. 86.
- (35) 後述, (3)「公用語としての英語」参照。
- (36) 高柳・前掲・343頁。
- (37) 同上・342頁。
- (38) 同上・343—344頁。
- (39) Wrenn, *op. cit.* p. 48.
- (40) Lounsbury, *op. cit.* p. 57.
- (41) 高柳・前掲・343頁。

- (42) 今井・前掲・135頁。
- (43) 高柳・前掲・344頁。
- (44) 同上・343頁。
- (45) 今井・前掲・135頁。
- (46) 高柳・前掲・337頁。
- (47) 高柳・前掲・348頁。
- (48) 同上。
- (49) Wrenn, *op. cit.* p. 21.
- (50) Lounsbury, *op. cit.* p. 67.